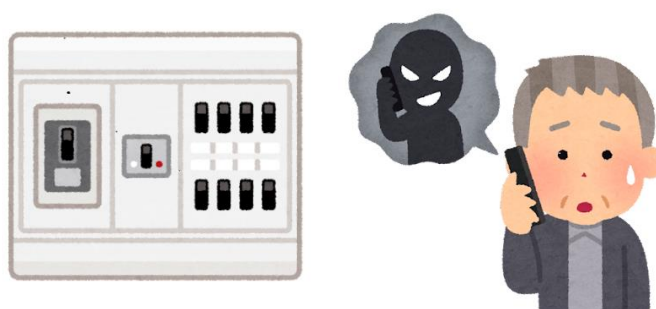


## 大田区立消費者生活センターからのお知らせ

### 分電盤の無料点検にご注意ください！

#### <相談事例>

高齢の父親が事業者からの電話を受け、その後事業者が来訪した。事業者は「分電盤の交換が必要だ」と説明されて、分電盤の交換工事を依頼してしまったようだ。契約書面は受け取っている。クーリング・オフしたいがどうしたらよいか。



#### <アドバイス>

分電盤の無料点検を持ち掛け、交換は義務だと思わせたり、「交換せずに発生した火災には保険がおりない」などと不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが急増しています。

電話や突然訪問してきた事業者には安易に点検をさせないようにしましょう。契約を勧められてもその場ですぐに契約せず十分に検討し、点検や機器交換等が必要か不安な時は契約先の電力会社等に相談しましょう。

もし契約してしまっても、クーリング・オフをできる場合があります。

[ 消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！ ]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)